解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

岩手県盛岡市茶畑二丁目二番一号

財団法人久昌寺保育園

代表清算人　海野　講榮

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号

社団法人秋田県雇用開発協会

清算人　髙橋　文男

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

福島県福島市渡利字七社宮一一一番地

財団法人福島県総合社会福祉センター管理運営委員会　代表清算人　岩下　哲雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

千葉市稲毛区弥生町一丁目三三番　千葉大学フロンティアメディカル工学研究開発センター

特定非営利活動法人人間医工学研究会

清算人　三宅　洋一

解散公告（第三回）

当法人は、社員が欠けたことにより、平成二十三年二月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一五号

社団法人産業関係研究所

代表清算人　田舞徳太郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

東京都千代田区一番町四番地四

財団法人保健同人事業団

代表清算人　吉岡　寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

東京商科大学奨学財団

清算人　宮田　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

富山市長附四三番地六

特定非営利活動法人わかくさ

清算人　加瀬　愛子

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

平成二十三年四月十五日

福井県吉田郡永平寺町志比五号一五番地

財団法人大本山永平寺育英会

代表清算人　大田　大穣

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

兵庫県姫路市田寺東二丁目四番一号

職業訓練法人姫路地域職業能力開発協会

代表清算人　南都　彰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

奈良県吉野郡野迫川村大字弓手原三四二番地

財団法人弓手原自治会

代表清算人　久保　直次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

島根県浜田市殿町一番地

財団法人浜田市都市環境整備公社

清算人　大谷　克雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

徳島県阿波市阿波町北正広二〇五番地

財団法人阿波市土柱自然休養村協会

清算人　田村　豊

配当公告

石川県金沢市神宮寺一丁目六番一号

破産者　北國建設株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十年（フ）第四七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八二四、四九八、七三三円

一、配当することのできる金額

金九八、一一〇、四三一円

平成二十三年四月十五日

石川県金沢市兼六元町三番四九号

破産管財人　智口　成市

配当公告

愛知県清須市阿原池之表八一番地

破産者　愛知物産株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一四七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三三三、四六〇、〇〇一円

（内優先債権額　金七、一二七、二一〇円）

一、配当することのできる金額

金一二、一九一、三〇四円

（内優先債権額　金七、一二七、二一〇円）

平成二十三年四月十五日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所　破産管財人　村上　文男